

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による傷病補償年金を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月にA所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、以降、複数の部署において主として造機建設技術職として勤務した。請求人は、平成〇年〇月に〇課に配置換えとなり、計装電気設計職として勤務することとなったが、平成〇年〇月初旬頃から眉毛の脱毛や頭痛等を自覚するようになり、同年〇月〇日、C病院心療内科に受診し、「脱毛症、うつ状態、自律神経失調症」の診断を受け、脱毛症に関しては、同月〇日より同院皮膚科にて加療した。その後、「自律神経失調症」により平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで休職し、平成〇年〇月〇日にD病院に受診し、「脱毛症」との診断を受け、翌〇日にはEクリニックに受診し、「抑うつ状態（重症の不眠症と身体表現性自律神経機能不全障害）」と診断され、同年〇月〇日から同月〇日まで休職し、通院加療を行った。

請求人は、これらの傷病は業務上の事由により発病したとして、D病院で受けた療養の給付を労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に請求したところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更にこ

の決定を不服として再審査請求に及んだところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで原処分を取り消す旨の裁決をした（平成21年労第463号）。

監督署長は、上記当審査会の裁決を受け、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対して療養補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人はその後、請求人に発病した傷病の状態が傷病等級に該当するとして、監督署長に傷病補償年金給付を請求したところ、監督署長は、労災保険法第12条の8第3項に基づき傷病補償年金の支給の可否について調査を行い、その障害の状態は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）別表第2の傷病等級表に定められているいずれの等級にも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、療養中の請求人の傷病の程度が、労災則別表第2の傷病等級に該当する状態と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 傷病補償年金は、決定書理由に説示のとおり、労働が常時不能である重度の長期傷病者に対し、休業補償給付に代えて支給するものであり、業務上の傷病の療養開始後1年6か月を経過した日において、又は同日後、「①当該傷病が治っていないこと。②当該傷病による傷病の状態が労災則別表第2の傷病等級に定める傷病等級に該当すること。」となったとき、その状態が継続している間、

支給されるものであるとしているので、以下、当該要件に基づき検討する。

- (2) 請求人の傷病の状態が、労災則別表第2の傷病等級、すなわち神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、「常時又は随時他人の介護を要するもの」や「常に労務に服することができないもの」であるかについて、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「特定刺状況・特定刺激に曝されない限りにおいて、平常かつ静穏な日常生活をおくれている。よって、精神疾患は持続しているとはいえ、常時又は随時他人の介護を要する状態や常に労務に服することができない状態にあるということはない。」と述べている。

一方、請求人自身も、日常生活状況について、「軽トラックを運転したり畑作業をして、普段の生活は普通の人と変わらないと思っている。」と述べている。

以上の事実から、請求人は日常動作は可能であり、「常時又は随時他人の介護を要するもの」であるものとは認められず、また、就労について、特定条件により就労可能な職種(業務)が制限されるものの、「常に労務に服することができないもの」であるとは認められないと判断する。

- (3) なお、広汎性円形脱毛症の症状についても、F医師の上記意見書及び請求人にかかる自訴確認書からみて、当該傷病が社会生活において著しい制限があり、「常に労務に服することができないもの」であるとは判断できないものである。

- (4) さらに、請求人は、G医師が作成した診断書には正当性がない旨主張しているが、請求人の主張を裏付けるものではなく、決定書理由に説示するとおり、請求人の主張を採用することはできない。

- (5) 以上により、請求人の傷病の状態は、傷病等級のいずれにも該当しておらず、傷病補償年金の受給要件を満たしていないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした傷病補償年金を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。